

## 人権擁護委員にご相談ください

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱され、人権を擁護する役割を担います。人権問題や心配ごとの相談を受けたり、小・中学校で人権教育を行ったりするなど、人権について関心を持ってもらえるよう啓発活動を行っています。当市では、下記の13人の方が活動しています。

人権問題ではないだろうかと感じることや困りごとがあったら、人権擁護委員や法務局まで気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は堅く守られます。

### 人権擁護委員（敬称略。4月現在）

大川原さとみ（住田）、伊東廣子（中野）、加藤和夫（関妻）、長谷川安博（蔵光）、小島美枝子（豊町）、田野賢司（緑町）、小泉 茂（真中）、本名正史（本田）、山口智史（中央町）、片桐 照（下中）、吉田吉晴（米子）、橋本信子（豊町）、中野道弘（向中条）

### お気軽にご相談ください 【人権相談窓口】

とき=祝日・年末年始を除く、月～金曜日の午前9時～午後4時

ところ=新潟地方法務局新発田支局

内容=人権問題、相続、離婚、いやがらせ、近隣問題などの心配ごとや困りごと

問合せ先=新潟地方法務局新発田支局  
☎24-7102



### 心ない書き込みやうわさ話はやめましょう

## 新型コロナウイルス感染拡大に関する人権侵害に注意しましょう

新型コロナウイルスの感染が拡大する中、SNSなどインターネット上において、感染した方やその家族、治療にあたる医療関係者、海外や県外からの帰国・帰省者などに対する誹謗中傷や心ない書き込みが広がっています。

このような行為は人権侵害や、その人の心を傷つけることにつながります。さらに、感染が疑われる方が検査を受けることをためらったり、行動歴や濃厚接触者についての情報提供を拒んだりするなど、感染拡大防止の弊害になるおそれもあります。また、書き込みの中には、うわさなどの不正確なものや事実と異なるものがあり、こうした情報を軽はずみな気持ちで拡散することは、多くの人の不安をあおる場合があります。

不当な差別や偏見、いじめは絶対に許されません。皆さんが加害者になることのないよう、公的機関の提供する正確な情報を入手するとともに冷静な行動を心がけましょう。



### 【人権に関する相談窓口】

みんなの人権110番 （全国共通人権相談ダイヤル）	☎0570-003-110 祝日・年末年始を除く、月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分
子どもの人権110番	☎0120-007-110 祝日・年末年始を除く、月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分
外国語人権相談ダイヤル	☎0570-090911 祝日・年末年始を除く、月～金曜日の午前9時～午後5時

法務省インターネット  
人権相談受付窓口



▲アクセス用

# 人権を尊重 していくために

問合せ先=人権啓発課人権啓発係（☎28-9630）

## 条例を改正し、人権侵害行為の禁止などを規定しました

SNSなどインターネット上では、中傷や人権侵害、差別的な書き込みが多くなっています。また、部落差別をはじめ、障がいのある人、外国籍の人などへの差別や偏見は後を絶ちません。

平成28年に障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消

法、部落差別解消推進法の「人権三法」が施行されたことを受け、市ではさらに人権尊重の取組を推進するため、「差別のない人権が尊重されるまちづくり条例」を改正しました。

### 条例の改正点をお知らせします

- ▼目的に、「部落差別解消推進法」などを踏まえた条例であることを明記しました
- ▼市民の責務として、「人権侵害行為の禁止」について規定しました
- ▼「人権三法」では相談体制の充実について明記されていることから、当市の条例にも規定しました

※条例の全文は、市ホームページでご覧いただけます。



▲市ホームページ



人KENあゆみちゃん

### 「人権三法」とは？

#### 【障害者差別解消法】

障がいの有無に関わらず、互いにその人らしさを認め合いながら、ともに生きることのできる社会づくりを目的としています。障がいがあることを理由とした不当な差別を禁止し、必要な配慮を求めています。

#### 【ヘイトスピーチ解消法】

特定の人種や民族、宗教への差別をあおる憎悪表現の抑止・解消を目的としています。不当な差別的言動の解消に向けて、国や地域社会が教育や啓発などの施策を行うよう定めています。

#### 【部落差別解消推進法】

部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的としています。この法律では、国や地方公共団体の責務として、部落差別の解消に関する施策を行うよう定めています。